

平成 22 年度第 6 回仁淀川町農業委員会会議録

1. 平成 22 年度第 6 回仁淀川町農業委員会を平成 23 年 3 月 25 日仁淀川町中央公民館 3 階会議室に召集する。

委員定数 21 名

現委員 21 名

2. 出席委員 20 名

(事務局) 4 名

欠席委員 1 名

3. 議案

議案第 15 号…農地法第 3 条の規定による許可申請の審議について (4 件)

議案第 16 号…農地法第 3 条 1 項の規定による許可申請書の審議について (4 件)

議案第 17 号…非農地証明願の審議について (2 件)

議案第 18 号…農業振興地域整備計画に係る農用地区域変更(編入)申請書審議について

その他

開会 午前 9 時 30 分

事務局 平成 22 年度第 6 回農業委員会総会の開会宣言

会長 挨拶

本日の出席数は 20 名、在任委員 21 名で過半数に達しており会は成立

本日の署名委員 (●●●● ●●●●) を指名し、議案の審議に入る。

議案第 15 号

(農地法第 3 条の規定による許可申請の審議について)

○受付第 26 号 (使用貸借)

〔事務局 ●●説明〕

譲渡人は、仁淀川町●●●●番地の●●●●さん、●●歳、農業

譲受人は、仁淀川町●●●●番地の●●●●さん、●●歳、●●業兼農業

土地の所在は、●●●●番 台帳・現況とも畑で、面積 1,318 m²

譲渡理由は使用貸借となっております。

〔地区担当農業委員 ●●●●委員〕

3月22日に、地区担当農業委員、譲渡人 ●●●●さん、譲受人 ●●●●さんの両氏立会のもと、現地確認を行う。

1. 権利を取得する●●●●さんは、町内在住であることを確認。
2. 現地は、茶畑であり農地であることを確認。
3. 権利を取得する●●●●さんは、使用貸借期間通り取得後5年間は耕作することを確認。
4. 権利を取得する●●●●さんは、農業経営に必要な農作業に常時従事することを確認。
5. 権利を取得する●●●●さんは、取得した農地の周辺農地に営農上悪影響を及ぼさないことを確認。
6. 権利を取得する●●●●さんは、取得後において農地の合計面積が10アールに達していることを確認。

以上により、所有権移転は問題ないと思います。

この件については、全員異議なく許可と決定する。

○受付第27号（所有権移転）

〔事務局 ●●説明〕

譲渡人は、仁淀川町●●●●番地の●●●●さん、●●歳、農業

譲受人は、仁淀川町●●●●番地の●●●●さん、●●歳、●●業兼農業

土地の所在は、●●●●番 台帳は田・現況は畑で、面積 6.61 m²

なお、10 m²に達してないため小数点以下が表示されます。

譲渡理由は、売買となっております。

〔地区担当農業委員 ●●●●委員〕

地区担当農業委員、譲受人 ●●●●さんの立会のもと、現地確認を行う。

1. 権利を取得する●●●●さんは、町内在住であることを確認。
2. 現地は、農地であることを確認。
3. 権利を取得する●●●●さんは、取得後3年間以上耕作することを確認。
4. 権利を取得する●●●●さんは、農業経営に必要な農作業に常時従事することを確認。
5. 権利を取得する●●●●さんは、取得した農地の周辺農地に営農上悪影響を及ぼさないことを確認。
6. 権利を取得する●●●●さんは、取得後において農地の合計面積が10アールに達していることを確認。

以上により、この所有権移転は問題ないと思います。

この件については、全員異議なく許可と決定する。

○受付第 28 号（所有権移転）

〔事務局 ●●説明〕

譲渡人は、仁淀川町●●●●番地の●●●●さん、●●歳、農業

譲受人は、仁淀川町●●●●番地の●●●●さん、●●歳、農業兼●●●●

土地の所在は、●●●●番 台帳は田、現況は畑で、面積 112 m²

●●●●番 台帳は田、現況は畑で、面積 99 m²

●●●●番 台帳・現況とも畑で、面積 55 m²

以上の 3 筆で合計面積 266 m²で、いずれも譲渡理由は売買となっております。

〔地区担当農業委員 ●●●●委員〕

3 月 11 日に地区担当農業委員、譲渡人 ●●●●さん、譲受人 ●●●●さんの立会のもと、現地確認を行う。

1. 権利を取得する●●●●さんは、町内在住であることを確認。
2. 現地は、農地であることを確認。
3. 権利を取得する●●●●さんは、取得後 3 年間は耕作することを確認。
4. 権利を取得する●●●●さんは、農業経営に必要な農作業に常時従事することを確認。
5. 権利を取得する●●●●さんは、取得した農地の周辺農地に営農上悪影響を及ぼさないことを確認。
6. 権利を取得する●●●●さんは、取得後において農地の合計面積が 10 アールに達していることを確認。

以上により、この所有権移転は問題ないと思います。

この件については、全員異議なく許可と決定する。

○受付第 29 号（所有権移転）

〔事務局 ●●説明〕

譲渡人は、仁淀川町●●●●番地の●●●●さん、●●歳、農業

譲受人は、仁淀川町●●●●番地の●●●●さん、●●歳、農業兼●●●●

土地の所在は、●●●●番 台帳・現況とも畑で、面積 62 m²

●●●●番 台帳・現況とも畑で、面積 36 m²

以上の 2 筆で合計面積 98 m²で、譲渡理由はいずれも贈与となっております。

〔地区担当農業委員 ●●●●委員〕

地区担当農業委員、譲受人 ●●●●さんの立会のもと、現地確認を行う。

1. 権利を取得する●●●●さんは、町内在住であることを確認。
2. 現地は、農地であることを確認。
3. 権利を取得する●●●●さんは、取得後3年間は耕作することを確認。
4. 権利を取得する●●●●さんは、農業経営に必要な農作業に常時従事することを確認。
5. 権利を取得する●●●●さんは、取得した農地の周辺農地に営農上悪影響を及ぼさないことを確認。
6. 権利を取得する●●●●さんは、取得後において農地の合計面積が10アールに達していることを確認。

以上により、この所有権移転は問題ないと思います。

この件については、全員異議なく許可と決定する。

議案第16号

(農地法第3条1項による許可申請意見決定の件)

○受付第8号(所有権移転)

[事務局 ●●説明]

譲渡人は、高岡郡越知町●●●●番地の●●●●さん、●●歳、農業

譲受人は、高岡郡越知町●●●●番地の●●●●さん、●●歳、農業兼●●

土地の所在は、●●●●番 台帳・現況とも畑で、面積12㎡

●●●●番 台帳・現況とも畑で、面積289㎡

●●●●番 台帳・現況とも畑で、面積28㎡

以上の3筆で合計面積329㎡で、いずれも譲渡理由は贈与となっております。

[地区担当農業委員 ●●●●委員]

3月22日に、地区担当農業委員、事務局、譲受人●●●●さんの立会のもと、現地確認を行う。

1. 現地は、農地であることを確認。
2. 権利を取得する●●●●さんは、取得後3年間は耕作することを確認。
3. 権利を取得する●●●●さんは、農業経営に必要な農作業に常時従事することを確認。
4. 権利を取得する●●●●さんは、取得した農地の周辺農地に営農上悪影響を及ぼさないことを確認。
5. 権利を取得する●●●●さんは、取得後において農地の合計面積が10アールに達していることを確認。

以上により、この所有権移転は問題ないと思います。

この件については、全員異議なく許可と決定する。

○受付第 9 号（使用貸借）

会長 この件については、農業委員会等に関する法律第 24 条の議事参与の制限に抵触するので、西森儀幸委員は、議事に参与できないことを告げる。

〔事務局 ●●説明〕

譲渡人は、仁淀川町●●●●番地の●●●●さん、●●歳、●●●兼農業

譲受人は、愛媛県松山市●●●●番地の●●●●さん、●●歳、農業

土地の所在は、●●●●番 台帳・現況とも畑で、面積 213 m²

●●●●番 台帳・現況とも畑で、面積 798 m²

以上の 2 件で合計面積 1,011 m²で、いずれも譲渡理由は使用貸借となっております。

〔地区担当代替農業委員 ●●●●委員〕

3 月 22 日に、地区担当農業委員、譲渡人 ●●●●さん、譲受人 ●●●●さんの立会のもと、現地確認を行う。

1. 現地は、農地であることを確認。
2. 権利を取得する●●●●さんは、取得後 3 年間は耕作することを確認。
3. 権利を取得する●●●●さんは、農業経営に必要な農作業に常時従事することを確認。
4. 権利を取得する●●●●さんは、取得した農地の周辺農地に営農上悪影響を及ぼさないことを確認。
5. 権利を取得する●●●●さんは、取得後において、農地の合計面積が 10 アールに達していることを確認。

以上により、この使用貸借は問題ないと思います。

この件については、全員異議なく許可と決定する。

○受付第 10 号（所有権移転）

〔事務局 ●●説明〕

譲渡人は、吾川郡いの町●●●●の●●●●さん、●●歳、●●兼農業

譲受人は、高知市●●●●番地の●●●●さん、●●歳、農業

土地の所在は、●●●●番 台帳は田、現況は畑で、面積 406 m²

●●●●番 台帳は田、現況は畑で、面積 56 m²

●●●●番 台帳は田、現況は畑で、面積 99 m²

●●●●番 台帳は 田、現況は畑で、面積 105 m²

以上の 4 筆で合計面積 666 m²で、いずれも譲渡理由は売買となっております。

〔地区担当農業委員 ●●●●委員〕

3 月 18 日に、地区担当農業委員、事務局、譲受人 ●●●●さんの立会のもと、現地確認を行う。

1. 現地は、農地であることを確認。
2. 権利を取得する●●●●さんは、取得後 3 年間は耕作することを確認。
3. 権利を取得する●●●●さんは、農業経営に必要な農作業に常時従事することを確認。

4. 権利を取得する●●●●さんは、取得した農地の周辺農地に営農上悪影響を及ぼさないことを確認。

5. 権利を取得する●●●●さんは、取得後において、農地の合計面積が10アールに達していることを確認。

以上により、この売買は問題ないと思います。

この件については、全員異議なく許可と決定する。

○受付第11号（所有権移転）

〔事務局 ●●説明〕

譲渡人は、仁淀川町●●●●番地の●●●●さん、●●歳、●●●兼農業

譲受人は、高知市●●●●番地の●●●●さん、●●歳、農業

土地の所在は、●●●●番 台帳・現況とも畑で、面積 52 m²

●●●●番 台帳・現況とも畑で、面積 396 m²

以上の2筆で合計面積 448 m²で、いずれも譲渡理由は売買となっております。

〔地区担当農業委員 ●●●●委員〕

3月18日に、地区担当農業委員、事務局、譲受人 ●●●●さんの立会のもと、現地確認を行う。

1. 現地は、農地であることを確認。

2. 権利を取得する●●●●さんは、取得後3年間は耕作することを確認。

3. 権利を取得する●●●●さんは、農業経営に必要な農作業に常時従事することを確認。

4. 権利を取得する●●●●さんは、取得した農地の周辺農地に営農上悪影響を及ぼさないことを確認。

5. 権利を取得する●●●●さんは、取得後において、農地の合計面積が10アールに達していることを確認。

以上により、この使用貸借は問題ないと思います。

この件については、全員異議なく許可と決定する。

議案第17号

（非農地証明願の審議について）

○受付第12号

〔事務局●●説明〕

申請人は、吾川郡いの町●●●●番地の●●●●さん

土地の所在は、●●●●番 台帳は畑、現況は山林で面積 991 m²

●●●●番 台帳は畑、現況は山林で面積 1,983 m²

●●●●番 台帳は畑、現況は山林で面積 991 m²

●●●●番 台帳は畑、現況は山林で面積 1,190 m²

以上 4 筆で合計面積 5,155 m²となっています。

いずれも現地は昭和 40 年から山林となっており、次のページの写真のとおりです。

[地区担当農業委員 ●●●●委員]

地区担当農業委員、事務局、申請土地所有者代理人の立会のもと、現地確認を行う。

申請土地は、台帳地目は畑であるが、平成 40 年頃より、次の写真のとおり山林となっていることを確認しました。

この件については、全員異議なく非農地と承認する。

○受付第 13 号

[事務局 ●●説明]

申請人は、兵庫県宝塚市●●●●番地の●●●●さん

土地の所在は、●●●●番 台帳は畑、現況は山林で面積 53 m²

現地は昭和 53 年から山林となっており、次の写真のとおりです。

[地区担当農業委員 ●●●●委員]

本人は県外のため立会が困難なため、地区担当農業委員、事務局の 2 名で、3 月 22 日に現地確認を行う。

申請土地の周囲は、以前家は何戸かあった集落だったが過疎化により現在一軒のみとなっており、耕作放棄等で現在は藪となっており、申請土地は山林化していることを確認しました。

この件について、全員異議なく非農地と承認する。

議案第 18 号

(農業振興地域整備計画に係る農用地区域変更(編入)申請書審議について)

○中山間地域等直接支払交付金事業に係る農用地区域変更(編入)

[事務局 ●●説明]

この編入は、中山間地域等直接支払交付金事業の対象農用地とするための編入となっています。

申請一覧表をご覧ください。

土地の所在は、●●●●番 台帳地目は田、面積 474 m² 他に●●で 7 筆

●●●●番 台帳地目は畑、面積 219 m² 他に●●で 12 筆

●●●●番 台帳地目は畑、面積 564 m² 他に●●で 7 筆

●●●●番 台帳地目は畑、面積 263 m² 他に●●で 3 筆

●●●●番 台帳地目は畑、面積 1,600 m² 他に●●で 1 筆

●●●●番 台帳地目は畑、面積 68 m² 他に●●で 7 筆

●●●●番 台帳地目は畑、面積 193 m² 他に●●で 20 筆

合計 64 筆 面積 21,589 m² 約 2 町 1 反の農用地への編入となっております。

[●●●●委員]

この直接支払交付金の制度は 3 期目となると思うが、耕作放棄地の解消等に役立ち地域を維持していくうえで、良い制度だと思う。是非お願いしたい。

[●●●●委員]

地目に山林とあるが。

[事務局 ●●]

台帳地目は山林となっていますが、現況は農地となっております。

この件については、全員異議なく許可と決定する。

その他

1 「TPP 交渉参加反対 1 千万署名全国運動」実施について

事務局 ●●より内容を説明し、農協からの選出の●●委員より補足説明がある。

仁淀川町農業委員会として署名運動に参加することに決定。

4 月 2 0 日までに事務局へ提出。

2 農業委員会系組織による東北地方太平洋沖地震義援金の募集について

事務局 ●●より義援金の内容について説明し、議員以外の方からその場で 1 口千円の募金を集める。

3 第 2 1 回農業委員統一選挙に関する特別決議について

会長より先の第 5 7 回高知県農業会議総会において、特別決議がなされた。次回の選挙時に退任を考えられている方がいれば、もちろん続けてやってもらわなければならないのですが、どう

してもという方がいれば、「女性農業委員を複数の選出」が特別決議で議決されましたので、適当な方がいましたら積極的にお願いしたいと思いますので、よろしくお願いします。

4 その他

役場の人事異動により

池川事務局担当の●●が保健福祉課へ、後任に仁淀担当の●●

仁淀担当に●●が来る予定

●●・●●が挨拶

会 長 以上で平成22年度第6回農業委員会を閉会する。

閉会 午前10時30分

上記の会議の次第は、事務局職員●●が記録したもので、その内容は正確であることを証するため、ここに署名する。

署名委員

署名委員